

---

全国保育協議会

---

公立保育所・公立認定こども園等  
**アクションプラン**

---

第五次

社会福祉法人全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

# これまでの経緯と第五次アクションプランの概要

## はじめに

全国保育協議会(以下、全保協)では、公立保育所が地域で果たしている役割とその必要性を整理し、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくことを目標とし、平成18年に公立保育所アクションプランを策定しました。

その後、時代の流れとともに変化し続けていく保育情勢やその課題等を踏まえつつ、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領、全保協が示す「全保協 将来ビジョン」の内容に即した、公立保育所・公立認定こども園等の役割と実践を示すために改訂を重ね、平成31年3月に「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第四次)」を改訂するまでに至りました。

その間も、地域の社会資源として存在する公立保育所・公立認定こども園等の意義は変わらず、担ってきた役割・機能を充実・発展させていくことを目標に、全保協では前述のアクションプランの提示とともに、具体的な実践を会報「ぜんほきょう」や全保協主催の各種研修会での事例発表において、全国の会員に周知を図ってきました。

令和3年9月に「全保協 将来ビジョン」が改訂されたことにもとない、「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第四次)」の見直しを行い、災害に備えた支援体制の整備や発災時の対応に関するアクションの追記と修正を加え、この度の第五次アクションプランの策定に至りました。

現在、核家族化や少子化による人間関係の希薄化、家庭や地域の子育て力の低下などが課題となるなか、公立保育所・公立認定こども園等の地域家庭支援において果たす役割と機能がますます求められていきます。その役割と機能をこの「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第五次)」で今一度再認識し、それぞれの地域の置かれた状況に応じて、必要な個別の取り組みを推進していくことが求められています。

## I 公立保育所・公立認定こども園等をめぐるこれまでの動き

全保協では、平成18年5月に地域のなかで必要とされる公立保育所になるための公立保育所アクションプランを策定しました。

背景には、平成16年度からの公立保育所運営費等の一般財源化、さらには規制緩和、市町村合併や指定管理者制度の導入などの動きがありました。こうした動きは、公立保育所の民営化や統廃合、さらには保育士の非正規化、保育材料等を含む経費の削減といった影響を与えることとなりました。

全保協では、こうした状況にありつつも、公立保育所が地域で果たしている役割とその必要性を整理し、地域の子育て支援の拠点としてさらに充実していくことを目標とし、公立保育所アクションプランを策定しました。

公立保育所アクションプランでは、「公立保育所の役割・機能の明確化」「公立保育所の取り組みの具体化・充実」「ネットワーク化・啓発機能」の3つを柱とし、公立保育所が中心的に取り組んでいく事業、活動について、具体的に示しました。

全保協においては、広報誌での活動紹介、全国およびブロック別のトップセミナーの開催等をとおして、公立保育所アクションプランの普及と具体化を図りました。そのなかで、社会的な支援を要する家庭や虐待などの具体的なケースへの対応や地方自治体の責務と役割としてのサービス提供など、公立保育所が地域で実践すべき事項が明確化されるとともに、地域子育て支援の拠点として公立保育所を位置づけようとしている自治体が多いことも明らかになりました。

## II 新 公立保育所アクションプラン(平成21年4月)策定の経緯

全保協は、平成18年10月に「すべての人が子どもと子育てにかかわりを持つ社会の実現」を目標とし、5つのカテゴリーと21のアクションにより、今後の全保協の取り組むべき方針と事項を整理した「全保協の将来ビジョン(以下:将来ビジョン)」を策定し、その実現に取り組んできました。

この間においても少子化の進行、地域や家庭における養育力の低下、被虐待児童の増加、さらには都市と地方などにおける格差など、保育をめぐる課題は多様化、深化しました。保育所に対しては、地域に根ざした社会福祉施設として、保育所利用者にとどまらない、すべての子どもと子育て家庭を対象とした支援が求められるようになったのです。

公立保育所アクションプランと将来ビジョンの一体的な取り組みの推進のために、保育をめぐる今日的な状況と課題を踏まえ、公立保育所の役割と実践を示し、平成21年4月に公立保育所アクションプランの見直しを行いました。

見直しにあたっては、保育実践を行ううえで公立保育所が持つ特性を次の3点に整理し、これらを踏まえたプランの策定をすすめました。

- ①行政機関として、地域住民の福祉向上について義務と責任を負っている。
- ②保健所・学校・児童相談所等他の行政機関との連携がとりやすい。
- ③公立保育所の実践ノウハウや課題を、地域内のほかの保育所などの関係機関との共有化をとおして、行政の保育施策等へつなげやすい。

### Ⅲ 新 公立保育所アクションプランの推進について

平成24年3月に、社会保障と税の一体改革の柱の一つ、子ども・子育て新システム関連3法案が国会に提出され、6月に民主、自民、公明の3党合意によって修正されたのち、可決成立しました。当初の法案では、総合こども園が創設され、公私立すべての保育所の総合こども園への移行が示されていましたが、上記3党合意により修正され、認定こども園法の改正による新たな幼保連携型認定こども園が創設されました。

公立保育所も、その所在する地域の状況に応じて、保育所として事業継続する、あるいは幼保連携型認定こども園に移行するなど、各自治体の方針により、さまざまな対応が図られることとなりました。

しかしながら、地域の社会資源として存在する公立保育所・公立認定こども園等の意義は新制度によって変わるものではなく、これまで担ってきた役割・機能をより充実・発展させていくことが、今後も社会から要請される役割といえます。

これらの公立保育所をとりまく状況を踏まえると、平成21年に策定した「新 公立保育所アクションプラン」に掲げるアクション及び具体的取り組みは、新制度にあっても同様に求められる内容です。平成21年に策定された「新 公立保育所アクションプラン」以降、制度的に変遷のあった内容を、平成26年3月現在で修正を行い、「公立保育所アクションプラン(第三次)」を示し、また、平成28年7月に子ども・子育て支援新制度等の内容に見合った文言へと修正を行い、「公立保育所等アクションプラン(第三次)」として、これまで普及・浸透を図ってきました。

### Ⅳ 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第四次)策定

第三次アクションプランへの改訂以降も、子育て家庭をとりまく環境は変化しつづけました。都市部への人口流出にともなう核家族化の加速や児童虐待の増加、待機児童問題など、さまざまな社会問題が顕在化しました。加えて配慮を要する子どもの増加により、地域子育て家庭の支援ニーズはさらに高まりました。

また、平成30年4月には「改定保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が施行されました。そうした内容を踏まえ、公立保育所・公立認定こども園等が行政機関としての果たす役割を再確認し、必要な追記修正を行い、「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第四次)」を策定しました。

とくに公立保育所・公立認定こども園等の機能・役割として、地域子育て家庭のセーフティネットとなることや、妊娠期からの切れ目のない支援の推進、医療的ケア児への対応、外国

にルーツをもつ子どもやその家庭、生活困窮者などの社会的困難を抱えている家庭への支援を行うことなどを追記しました。

### V 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第五次)策定の経緯

全保協は、令和3年9月に「全保協 将来ビジョン」を改訂しました。令和2年2月に示された「全社協 福祉ビジョン2020」に基づきながら、前回の改訂以降の社会の変化や、児童福祉法の一部改正、「地域共生社会」の実現に向けた改正社会福祉法、改訂保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの関連制度の動きを反映したものです。この改訂点の一つとして災害に関するアクションを追記しました。

この「全保協 将来ビジョン」の改訂を受け、災害に備えた支援体制の整備や発災時の対応に関するアクションの追記と一部修正を加え、令和4年6月に「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第五次)」を策定しました。

#### アクションプランの目標

- 地域の多様なニーズに応え、かつ、地域の子育て支援の拠点として次世代育成の中心的な役割を果たす公立保育所・公立認定こども園等になります。

#### アクションプランの推進者

- 公立保育所・公立認定こども園等や子育て支援センターおよび子ども・子育て支援にかかわる市町村行政
- 全保協(公立保育所等委員会)、都道府県・指定都市保育組織

#### 公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした具体的な「アクション」の内容

1. 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践
2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化
3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実
4. 保育士等の資質・専門性の向上
5. 地域住民との協働、子育て文化の創造
6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性のPR

# 公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第五次)の具体的な取り組み

## 公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした「アクション」

### 1. 地域の子育ち・子育てニーズに即した公共サービスとしての実践

- (1) 地域における保育サービスの「質」と「量」の両面から整備・具体化を図る。
- (2) 公私の設立主体や運営主体を問わず、地域全体の保育所・認定こども園等の保育水準を高めよう。
- (3) 保育の「質」と「量」の両面から子どもの育ちと子育てを地域全体で支えるという、子ども家庭福祉に携わる公務員としての意識化を図る。

### 2. 行政機関としてのネットワークを活かした関係機関との連携強化

- (1) 子育て世帯における子育ての負担感や孤立感に、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。
- (2) 妊娠期からの切れ目のない支援を、保育の専門性や行政機関としてのネットワークを活かし、支援する。
- (3) 行政機関としてのネットワークを活かし、児童虐待の発生予防から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない支援を実践する。
- (4) 関係機関との連携を図りながら、災害に備えた支援体制を整備し、発災時には被災者への支援を実施する。

### 3. とくに配慮を要する子どもの保育やその家庭の支援の充実

- (1) 専門知識・技術を有した人材により保育を実践する。
- (2) 障害のある子どもや保護者への支援の拠点づくりにより、活動を強化する。
- (3) 医療的ケアを要する子どもやその家庭を支援するための体制整備を行う。
- (4) 外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭などの社会的困難を抱えている場合の多い家庭を支える。

### 4. 保育士等の資質・専門性の向上

- (1) 保育士・保育教諭等や看護師等を含む職員の研修内容を充実化し、地域全体の保育の「質」の向上を図る。
- (2) 地域全体の保育関係者の労働環境の向上にむけた取り組みを行う。

### 5. 地域住民との協働、子育て文化の創造

- (1) 地域住民とのつながり、地域全体で子どもを育てよう意識を高める。
- (2) 地域のあらゆる子育て家庭を支え、その家族が地域で心豊かに住み続けることができるまちをめざす。

### 6. 公立保育所・公立認定こども園等の果たす役割の重要性、必要性のPR

公立保育所・公立認定こども園等や市町村行政として取り組むこと	全保協（公立保育所等委員会）が取り組むこと
ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と施行において、公立保育所・公立認定こども園等と協働して市町村行政としての広域的な地域課題を明確化する。	
ア) 公立保育所・公立認定こども園等が行政機関の役割として地域の現状を分析し、地域課題を明確化・共有化し、地域全体の保育水準を公私立ともに高めあう。 イ) 各保育所・認定こども園等において課題解決にむけた取り組みを、自治体の子育て支援策へ反映する。 ウ) 過疎地や待機児童の多い都市部など、地域の実情に応じた保育実践を行う。	① 厳しい財政状況のなかで公立保育所・公立認定こども園等による充実した保育サービスの提供方式を研究・検討する。
ア) 公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割について、各保育所・認定こども園等あるいは保育所・認定こども園等及び行政間で検討、共有化する。	① 全保協が開催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等をとおして、公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割を、関係者や一般社会に向けて広く周知する。
ア) 保健所や学校、児童相談所をはじめとした子育て支援にかかわる行政機関をはじめ、保育所・認定こども園等や園医、自治会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。 イ) 行政の保育担当課等と、連携・協働にむけた取り組みを図る。	① 保育行政機関に対する、公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割等の意識啓発・情報提供を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等をとおして行う。
ア) すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるよう、保育の専門性や行政機関としての連携を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。	① 保育行政機関に対する、公立保育所・公立認定こども園等の意義や役割等の意識啓発・情報提供を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等をとおして行う。
ア) 要保護地域対策協議会等へ積極的な参画を図る。 イ) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、家庭の状況や問題を把握することにより、児童虐待の発生予防から自立にいたるまでの切れ目のない支援を行う。	① 虐待対応にむけた保育所と関係機関、地域住民等との連携のあり方について研究する。
ア) 防災担当部局との連携を強化し、地域住民に対する防災教育や意識啓発を図る。 イ) 平時から行政をはじめとした関係機関と連携し、災害発生時の指定避難所や福祉避難所、または代替保育等、地域における支援体制や支援機能の充実を推進するための中核的な役割を果たす。 ウ) 災害時には関係機関と連携・協働しながら子育て家庭を含めた被災者への支援および災害復旧・復興にあたる。	① 被災地報告をはじめとした災害に関連する事例を収集し、公立保育所・公立認定こども園等の防災・災害時の役割と意義を啓発・発信していく。
ア) 専門性のある保育士・保育教諭等により、保育のノウハウやスキルを、園内をはじめ地域の保育所・認定こども園等の間で伝承する。 イ) 地域の保育所・認定こども園同士で研究、学びあいの場を設定する。 ウ) 行政のネットワークを活かし、養成校や専門機関と連携。それにより専門的な人材を活用し、そのスキルを学ぶ。	① 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。 ② 先駆的な事例を紹介する（地域のセンター・旗艦的・拠点的機能として発揮しているものなど）。
ア) 障害児の専門機関との連携を図り、専門機関による保育所・認定こども園等の巡回支援や療育支援等の取り組みを行う。	
ア) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じてかかりつけ医や関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、医療的ケアを要する子どもやその家庭に対し個別支援を行う。	① 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。
ア) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、社会的困難を抱えている家庭の状況や問題を把握する。 イ) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じて関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、外国籍家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭などの社会的困難を抱えている場合の多い家庭に対し個別支援を行う。	① 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。
ア) 地域の保育所・認定こども園等の協働による、地域全体の保育の「質」の向上にむけた研修会を企画・実施する。 イ) 教育・保育施設長（所長・園長）や保育士・保育教諭、看護師等の職種に応じた計画的な研修体制を構築し、地域間で共有を図る。 ウ) 保育所・認定こども園等の自己評価や第三者評価の受審、保育士・保育教諭等の自己評価に組み込み、そのノウハウを地域で共有する。	① 教育・保育施設長や保育士・保育教諭等の研修体系を確立しその普及を図る。 ② 全国的なネットワークを活かし、専門家や実践者等を招いた研修会の開催や、会報誌等を用いた広報活動を行う。 ③ 保育所・職員等の自己評価の導入にむけ支援する。
ア) 各保育所・認定こども園等の勤務実態や職場環境の課題の明確化と、地域全体での課題の共有化、行政担当課等と連携した取り組みを行う。	① 「全国の保育所実態調査」の結果等による、保育所・認定こども園等の職場環境に関する問題提起を行う。
ア) ニーズに応じ、園庭開放や保育室開放などの、乳幼児を抱えた保護者への支援など、地域の保育機能を高める取り組みの中心的役割を図る。 イ) 自治会、町内会等の行事への参加や交流などとおして、関係づくりをする。 ウ) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、保育所・認定こども園等の取り組みを地域へ発信する。 エ) 地域型保育事業等における連携施設等への支援をすすめる。 オ) 地域のあらゆる子育て家庭のニーズに応じて、子育てサークルや子育て支援グループなどへの支援を行う。 カ) 世代間や異年齢交流を推進する。	① 保育所・認定こども園等と地域との連携や、保育所・認定こども園等が実践する相談援助技術等に対するノウハウを提供する。
ア) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、公立保育所・公立認定こども園等の実践を地域、住民にむけて発信し、その果たす役割の重要性や必要性をPRする。	① 全国各地における公立保育所・公立認定こども園等や保育行政が行う有意義な実践を、全保協が主催する研修会や全国保育研究大会、会報誌等をとおして紹介・普及する。 ② 公立保育所・公立認定こども園等の意義・役割を広く一般社会に向けて普及する。

# アクションプランと「全保協将来ビジョン」の関係

## 公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした「全保協 将来ビジョン」の実現

### 「全保協将来ビジョン」カテゴリⅠ

#### 子どもの育ちを保障する

##### (1) 保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく質の高い保育を提供する

① 質の高い保育について研究を深め、実践につなげます。

###### 【1-(2)】

- ア) 公立保育所・公立認定こども園等が行政機関の役割として地域の現状を分析し、地域課題を明確化・共有化し、地域全体の保育水準を公私立ともに高めよう。
- イ) 各保育所・認定こども園等において課題解決にむけた取り組みを、自治体の子育て支援策へ反映する。
- ウ) 過疎地や待機児童の多い都市部など、地域の実情に応じた保育実践を行う。

② 子ども一人ひとりに対応したきめ細かな保育を提供します。

③ 自己評価等を活用し、保育の質の向上をすすめます。

###### 【4-(1)】

- ウ) 保育所・認定こども園等の自己評価や第三者評価の受審、保育士・保育教諭等の自己評価に取り組み、そのノウハウを地域で共有する。

##### (2) 保育者が資質向上を図り、保育現場の魅力を発信する

④ 保育士・保育教諭等が資質向上に努め、質の高い保育を展開します。

###### 【3-(1)】

- ア) 専門性のある保育士・保育教諭等により、保育のノウハウやスキルを、園内をはじめ地域の保育所・認定こども園等の中で伝承する。
- イ) 地域の保育所・認定こども園同士で研究、学びあいの場を設定する。

###### 【4-(1)】

- ア) 地域の保育所・認定こども園等の協働による、地域全体の保育の「質」の向上にむけた研修会を企画・実施する。

⑤ 働きやすく、やりがいのある職場づくりと保育現場の魅力を発信します。

###### 【4-(2)】

- ア) 各保育所・認定こども園等の勤務実態や職場環境の課題の明確化と、地域全体での課題の共有化、行政担当課等と連携した取り組みを行う。

⑥ 施設長の責務を明らかにし、専門性の向上に努めます。

⑦ 職員が研修意欲を高め、積極的に研修に取り組む環境をつくりまします。

###### 【3-(1)】

- ウ) 行政のネットワークを活かし、養成校や専門機関と連携。それにより専門的な人材を活用し、そのスキルを学ぶ。

###### 【4-(1)】

- イ) 教育・保育施設長(所長・園長)や保育士・保育教諭、看護師等の職種に応じた計画的な研修体制を構築し、地域間で共有を図る。

### 「全保協将来ビジョン」カテゴリⅡ

#### 子育て家庭を支える

##### (1) 保育所・認定こども園等を利用する保護者への支援を充実する

⑧ 子どもを生み育てることの不安を解消するための相談支援機能を発揮します。

###### 【3-(3)】

- ア) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じてかかりつけ医や関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、医療的ケアを要する子どもやその家族に対し個別支援を行う。

###### 【3-(4)】

- ア) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、社会的困難を抱えている家庭の状況や問題を把握する。
- イ) 保護者の意向や思いを理解したうえで、必要に応じて関係機関と連携するなど、社会資源を活かしながら、外国籍の家庭や外国にルーツをもつ家庭、ひとり親家庭、貧困家庭などの社会的困難を抱えている場合の多い家庭に対し個別支援を行う。

⑨ 家庭との密接な連携による子育て支援に努め、子育てにともに取り組みます。

##### (2) 地域のすべての子育て家庭への支援を充実する

⑩ 子育ての喜びや楽しさを実感できる支援を行います。

⑪ すべての保育所・認定こども園等が地域子育て支援を展開します。

###### 【5-(1)、(2)】

- エ) 地域型保育事業等における連携施設等への支援をすすめる。

⑫ 保育ソーシャルワークによる地域子育て家庭への支援を強化します。

公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン(第五次)で示した具体的な取り組みにおける公立保育所・公立認定こども園等や市町村行政として取り組むことを□内に示しています。(【 】内の数字は、「公立保育所・公立認定こども園等の強みを活かした「アクション」」の項目番号を示します)

「全保協将来ビジョン」カテゴリーⅢ

多様な連携と協働をつくる

(1) 子育て・子育て支援のネットワークの中で保育所・認定こども園等の役割を発揮する

⑬地域を基盤とした子育て支援ネットワークの充実を図ります。

【2-(1)】

ア) 保健所や学校、児童相談所をはじめとした子育て支援にかかわる行政機関をはじめ、保育所・認定こども園等や園医、自治会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携し、地域のセーフティネットとしての役割を果たす。  
イ) 行政の保育担当課等と、連携・協働にむけた取り組みを図る。

【2-(2)】

ア) すべての子育て家庭が安心して子育てに取り組むことができるよう、保育の専門性や行政機関としての連携を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行う。

【2-(3)】

ア) 要保護地域対策協議会等へ積極的な参画を図る。  
イ) 保護者の不安感に気づくことができるよう、送迎時などにおける丁寧なかかわりのなかで、家庭の状況や問題を把握することにより、児童虐待の発生予防から自立にいたるまでの切れ目のない支援を行う。

⑭小学校等との連携を深めます。

⑮保育所・認定こども園等が中心となった地域子育ての協働活動を展開し、子育て支援の総合的な拠点となります。

(2) 地域と連携して保育機能を強化する

⑯地域に根ざした保育所・認定こども園等として、地域と連携して実情を把握し、子育て家庭を支援する資源の活用や連携を充実します。

【3-(2)】

ア) 障害児の専門機関との連携を図り、専門機関による保育所・認定こども園等の巡回支援や療育支援等の取り組みを行う。

⑰災害発生時の社会福祉施設としての機能整備をすすめます。

【2-(4)】

ア) 防災担当部局との連携を強化し、地域住民に対する防災教育や意識啓発を図る。  
イ) 平時から行政をはじめとした関係機関と連携し、災害発生時の指定避難所や福祉避難所、または代替保育等、地域における支援体制や支援機能の充実を推進するための中核的な役割を果たす。  
ウ) 災害時には関係機関と連携・協働しながら子育て家庭を含めた被災者への支援および災害復旧・復興にあたる。

「全保協将来ビジョン」カテゴリーⅣ

子育て文化を育む

(1) 子育てへの関心を高める

⑱子どもと地域の人々との接点づくりに取り組みます。

【5-(1)、(2)】

ア) ニーズに応じ、園庭開放や保育室開放などの、乳幼児を抱えた保護者への支援など、地域の保育機能を高める取り組みの中心的役割を図る。  
カ) 世代間や異年齢交流を推進する。

⑲地域住民に保育所・認定こども園等への理解を深めてもらう取り組みをすすめます。

【5-(1)、(2)】

イ) 自治会、町内会等の行事への参加や交流などとおして、関係づくりをする。  
ウ) 園だよりや行政の機関紙等、ホームページ等とおして、保育所・認定こども園等の取り組みを地域へ発信する。

【6】

ア) 園だよりや行政の機関紙、ホームページ等とおして、公立保育所・公立認定こども園等の実践を地域、住民にむけて発信し、その果たす役割の重要性や必要性をPRする。

(2) 子育て文化を醸成する活動を広げる

⑳子育て支援活動への参加のきっかけをひろげ、子育てコミュニティの創造をめざします。

【5-(1)、(2)】

オ) 地域のあらゆる子育て家庭のニーズに応じて、子育てサークルや子育て支援グループなどへの支援を行う。

㉑すべての世代が関わる子育て文化を創造し、子育て活動支援の開発・普及に取り組みます。

「全保協将来ビジョン」カテゴリーⅤ

子育て・子育てを支援する仕組みをつくる

(1) 子ども・子育て支援制度を充実するための研究をすすめる

㉒子ども・子育て支援制度を充実するための研究をすすめます。

【1-(3)】

ア) 公立保育所・公立認定こども園等の使命や役割について、各保育所・認定こども園等あるいは保育所・認定こども園等及び行政間で検討、共有化する。

㉓これからの保育・子育て支援制度についての研究・提言を行います。

(2) 社会連帯による子育て支援の仕組みづくりをすすめる

㉔国・地方公共団体との連携を深め、保育・子育て支援の仕組みづくりをすすめます。

【1-(1)】

ア) 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と施行において、公立保育所・公立認定こども園等と協働して市町村行政としての広域的な地域課題を明確化する。

㉕子育て支援の仕組みづくりのための世論形成をすすめる提言を行います。



## 〈経過〉

---

- 平成18年 5月 「公立保育所アクションプラン」 策定
- 平成21年 4月 「新 公立保育所アクションプラン」 策定
- 平成26年 3月 「公立保育所アクションプラン（第三次）」 策定
- 平成28年 7月 「公立保育所等アクションプラン（第三次）」 へ改定
- 平成31年 3月 「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第四次）」 策定
- 令和 4年 6月 「公立保育所・公立認定こども園等アクションプラン（第五次）」 策定